

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和元年10月30日 11時00分ごろ
発生場所	東京都葛飾区中川上平井水門下流方 中平井三等三角点から真方位060° 890m付近 （概位 北緯35° 43.3′ 東経139° 50.7′）
事故の概要	引船五号千羽丸は、土運船三港丸38号をえい航中、三港丸38号が護岸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 五号千羽丸、2.8トン（長さ7.85m） 235-2585東京、株式会社清海 B 土運船 三港丸38号、250m ³ 積（全長31.75m） なし、有限会社栄進興業
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船首部外板に凹損及び擦過傷 護岸 亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：水上 平穏、潮汐 下げ潮の末期（大潮） 月齢：1.8
事故の経過	A船（ディーゼル機関、出力132.39kW）は、船長が1人で乗り組み、長さ約13mのえい航索によりA船の船尾部と土砂約180m ³ を積載した無人のB船の船首部とを接続して全長約52mの引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、中川を下流に向けて航行した。 A船引船列は、上平井水門を通過した直後、船長が、B船の船首が東側（左岸方）に向いたのを認め、B船の針路を修正する目的でA船の船首を西側（右岸方）に向けたものの、B船の船首方向は変わらず、B船の左舷船首部が中川左岸の護岸に衝突した。 船長は、大潮による引潮の影響で中川の流れがふだんより速い状況を認めた際、A船のプロペラの回転数を上げれば、ふだんどおりにA船のみでB船をえい航できると思い、えい航を続けたが、A船の出力が不足していたのでB船の針路を制御することができなかったと本事故後に思った。
分析	A船引船列は、中川を下流に向けて航行中、大潮による引潮の影響

	<p>で川の流がふだんよりも速い状況下、船長が、ふだんのようにA船のみでB船をえい航できると思い、えい航を続けたことから、B船の針路を制御することができなくなり、B船が中川左岸の護岸に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船引船列が中川を下流に向けて航行中、大潮による引潮の影響で川の流がふだんよりも速い状況下、船長が、ふだんのようにA船のみでB船をえい航できると思い、えい航を続けたため、B船の針路を制御することができなくなり、B船が中川左岸の護岸に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川を航行する引船列の船長は、大潮の影響等により川の流がふだんより速い場合、引船にふだんよりも大きな出力が要求されるので、増援を要請するなどの措置を採ること。